

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)	現状値 (2021)	目標値 (2025)
地域づくり活動団体数	8団体	⇒ 6団体	⇒ 9団体

(3) 取組方針

- ◎ 地域の活性化を図り、地域コミュニティ活動を維持・確保していくために、地域づくり団体等が行うまちづくり活動への助成を行います。
- ◎ まちづくりを積極的に進めていくために、地域づくりの単位の再編を行います。
- ◎ 今後10年、20年単位で支え合え、継続できる規模へ行政区のあり方について共に考えます。

■主要施策

主要施策	概要
地域づくり団体等の地域活性化に向けた活動への支援	地域づくり団体等が地域活性化に向けた活動を進めるために、自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対し、補助・支援を行います。
地域コミュニティの再生・強化	町民主体による協働のまちづくりを推進し、各地域コミュニティの再生・強化に取り組みます。地域コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。
行政区への支援	行政区担当職員制度の導入により、行政と行政区の距離をより身近にし、地域の実情把握や、地域の課題、地域活動の活性化に資する為の情報を収集します。 また、行政区の統合や再編についても、引き続き検討します。

夢ランド十町の活動の様子



基本施策③ 公共施設マネジメントの推進

(1) 現況・課題

現況	課題
近年は少子高齢化が進行し、社会保障費の増加、税収の減少等により、国や地方自治体の財政状況は厳しい状況にあります。公共施設の維持管理に要する経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政に大きな負担となることが予想されます。	戦略的な行財政改革の推進と行政のスリム化を図るとともに、公共施設の維持管理コストを削減しつつも、限られた資源を有効に活用した効率的・効果的で質の高い行政サービスの実現が必要です。
日本では、高度経済成長の急激な人口増加と都市化の進展に対応するため、多くの公共施設が整備されており、それらの多くは老朽化が進行し、建替えや修繕等の更新が必要な時期を迎えています。全国的な傾向と同様に、本町の公共施設においても老朽化した施設が数多く存在しており、平成18(2006)年の合併後、旧町単位で重複している施設が残存しています。	本町の未来を見通した人口や財政規模、ニーズに対応した公共施設の適正配置が必要です。また、今後の管理運営や公共施設再編により低未利用地となった施設等に対し、施設の統廃合や機能転換を踏まえて検討を行い、有効活用していく必要があります。
近年相次いでいる震災被害や水害等により、被災地を中心とした多くの公共施設が被害を受けたことで、復旧や被災者の避難生活に支障や混乱をもたらしました。	自然災害発生時に公共施設が避難場所としての機能を適切に果たすことが必要です。
本町では、平成28(2016)年熊本地震による深刻な被害は見られませんでした。	今後想定される自然災害が発生した際に機能する公共施設の維持管理が求められています。
町有地については、主に草刈や木の伐採等の管理を行っています。	今後も継続して適正な管理を行うことが必要です。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)	現状値 (2021)	目標値 (2025)
廃止した公共施設及びその跡地の有効活用・処分累計件数	3件	⇒ 9件	⇒ 15件

(3) 取組方針

厳しい財政状況のもと、効率的かつ計画的な公共施設のマネジメントを行うために、公共施設等総合管理計画

- ◎ 画で位置づけた方針等を踏まえ、再配置等を進めるとともに、公会計を整備し、公共施設マネジメントとの連動を図ること、適切なマネジメントを図ります。
- ◎ 公有財産の活用にあたっては、民間事業者のノウハウを積極的に取り入れ、廃止した公共施設やその跡地等の有効活用による新たなにぎわいの創出に取り組めます。

■主要施策

主要施策	概要
公共施設の適正規模・再配置の検討	公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画をもとに、長期的な視点に立った長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行います。 また、本町が有する多様な公共施設の維持・保全や有効活用を図っていくため、公共施設管理に係る情報を整理・分析し、公会計と連動した公共施設マネジメントの整備・構築を進めます。
廃止した公共施設等の有効活用	廃止した公共施設やその跡地について、積極的に民間活力を導入し、宅地開発や商工業施設等の用途の転換を図り、人口増加や地域振興に繋げていきます。

和水町総合グラウンド



基本施策④ 行財政改革の推進

(1) 現況・課題

現況	課題
人口減少、少子高齢化等により、地方自治体の 税収は極めて厳しい状況にあります。	今後より一層複雑・多様化する町民ニーズや行政課題に的確に対応し、効率的・効果的な行財政運営のために、積極的に行財政改革に取り組むことが必要です
人口減少・少子高齢化による税収減、新型コロナウイルス感染症による景気悪化、国際情勢の影響での物価高騰、気候変動による災害の多発等国を取り巻く財政状況は変化しています。交付税は一本算定※への移行により減少しており、厳しい財政状況が続く見通しとなっています。	今後の自主財源の確保が課題となっています。行政が行う事務事業を客観的に評価し、限られた予算と人員を最大限に活用することが必要です。
令和3(2021)年4月に「和水町人材育成基本方針」を改訂し、目指す職員像や強化すべき能力を明確化しています。また、人事評価に基づく人事管理を行っています。	これまで以上に人材育成施策を推進し、職員の能力向上や組織力を高めることで質の高い町政運営の実現に繋げていくことが必要です。
近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外部研修への参加が困難な状況が続いています。	オンライン研修等の活用を行っていくことが必要です。
本町と玉名市、玉東町、南関町の4市町において、定住自立圏協定や玉名圏域定住自立圏共生ビジョン策定を行っています。また、山鹿市とも定住自立圏協定を締結しています。	今後も引き続き広域での取組を進めることが必要です。
働き方改革、公務員のなり手の減少等の動向の中、今後も増え続けると予測される行政需要や行政サービスの高度化・多様化・複雑化により、職員への事務負担が増加しています。	行政改革に関しては、ICTの推進や民間活力の導入(民間委託等)を積極的に行う事で、より効果的・効率的な事業推進体制を構築できるよう行政改革を進めることが必要です。
令和5(2023)年度から定年延長制度の導入がなされました。	役場職員の適正な定員管理や高齢期職員が経験を活かして活躍できる場づくりを行うことが必要です。
議会活動については、町ホームページや議会だよりで情報発信しており、議会中継は一部の公共施設でも見る事ができる状況となっています。	議会中継は一部の公共施設のみの放送であり、限定的であるため、町民がいつでも見られる環境づくりが必要です。

※一本算定:市町村合併した市町村が一つのものとして普通交付税上の算定をする方法。合併前と比較して交付税額に有利・不利が生じる場合がある。

(2) 成果指標

指標名	基準値 (2017)	現状値 (2021)	目標値 (2025)
経常収支比率※	85.4%	⇒ 94.6%	⇒ 92.0%

(3) 取組方針

- ◎ 事務事業を評価し、再編・整理を進めることで、行政サービスの向上、健全な行財政運営を進めます。
- ◎ 職員の人事評価に基づく人事管理を進めます。
- ◎ ICTの推進や民間活力（民間委託等）の活用等の行政改革を進めます。
- ◎ 定年延長制度の導入に伴う適正な人員管理と高齢期職員の活躍促進を進めます。
- ◎ 開かれた議会を目指し、町民目線を意識したわかりやすい議会だより等の充実を図り、ICTを活用した議会情報の発信に努めます。

■主要施策

主要施策	概要
財政の健全化	組織の全体的見直しとともに、事務事業の見直しを行い、効率的かつ効果的な運営ができるよう整理を行います。また、歳出削減と歳入確保に取り組みながら、歳入に応じた予算編成を行うことで収支の均衡を図る等、財政健全化に向けた財政運営を進めます。
人材育成	「和水町人材育成方針」に基づく、人材育成を進めます。
議会運営と情報公開	議会での審議事項や議員活動に関する情報発信を積極的に行います。

和水町議会議場



※経常収支比率：地方団体の財政構造の弾力性を示すもので、税収等経常一般財源に占める、人件費や公債費等の義務的な支出の割合を表す。一般的に70～80%が適正水準と言われており、これを超えると弾力性を失いつつあるとされる。





第2次和水町まちづくり総合計画

基本構想

平成31(2019)年3月 策定



第1章. 和水町のまちづくりが目指すもの

1. 本町のまちづくりの方向性

本町の特性や現状を踏まえ、本町の将来像を目指していく上でのまちづくりの方向性を示します。

今後の大幅な人口減少への対応

本町の人口は、昭和22(1947)年の21,897人のピーク時から減少傾向が続き、平成27(2015)年には、10,191人と人口が約半減している状況となっており、平成22年(2010年)の11,247人からの人口増加・減少率は、9.4%減と県内で6番目の減少率となっています。

また、今後も減少傾向は変わらず、社人研の推計によれば、このまま対策をしなければ、総人口は、2020年までに10,000人を下回り、2060年には5,159人と平成27(2015)年よりさらに半減する状況です。

本町のまちづくりを担っていく町民の急激な人口減少を食い止めるためには、町内からの流出人口を抑制するとともに、町外からの流入人口を増やしていくことが求められます。

少子高齢化社会への対応

人口減少にあわせて、少子高齢化も進展しています。年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口(0~14歳)の割合は、昭和60(1985)年の17.6%から平成27(2015)年には10.1%と、4割以上減少しています。生産年齢人口(15~64歳)においても、昭和60(1985)年の63.1%から平成27(2015)年には50.6%と、約2割減少しています。一方で、老年人口(65歳以上)は、昭和60(1985)年の19.4%から平成27(2015)年には39.3%と約2倍となっており、少子高齢化が深刻になっていることが伺えます。

また、社人研による年齢別人口推計においても、今後より少子高齢化社会が進行していくことが予想されています。特にこれからの町を担う若者世代が減少していくことは、まちづくりや町の産業等の担い手が不足することを意味することから、若者世代が本町に残りたいと思えるような取組を行うことが求められます。

これからのまちづくりを担う若者が町に愛着を持てる環境づくり

町民が本町に愛着を持つことは、今後まちづくりを進めていく上で非常に重要です。町民アンケートによれば、約8割近い町民が、また中学生アンケートによれば、約9割近い中学生が愛着を感じている結果となりました。しかし一方で、今後のまちづくりを支える若者世代における居住意向は他の年齢層と比べて低い傾向が見られました。これは、主に「職場環境」や「日常の買い物の利便性」、「交通の便」の満足度が低いことが要因であるといえるため、そうした環境を改善することのできる取組を行うことが求められます。

自立した地域運営と地域コミュニティの維持

人口が減少し、少子高齢化が進展する中において、地区ごとの小さな単位で効率的なまちづくりを進めていくことは重要です。現状、校区ごとの人口推移をみると、ほぼ全ての校区が減少傾向であるとともに、高齢化も進

展している状況です。また、現在の地区における今後のまちづくり活動が人口減や高齢化等を理由に衰退していくという声も少なくありません。こうした状況から、今後、地域自治組織を立ちあげ地域運営の自立化と地域コミュニティの維持に向けた取組を進めていくことが求められます。

金栗四三氏の「体力・気力・努力」を中心に据えたまちづくり

人口減少や少子高齢化、まちづくりの担い手不足等、様々な課題はあるもののそうした課題を乗り越え、持続的なまちづくりを進めていく必要があります。本町出身である金栗四三氏は、今でこそ「日本のマラソンの父」と呼ばれ、日本スポーツの礎を築いてきた人物ですが、幼少期は虚弱体質でした。しかし、並々ならぬ努力で、どんな苦境も跳ね返してきたといわれています。

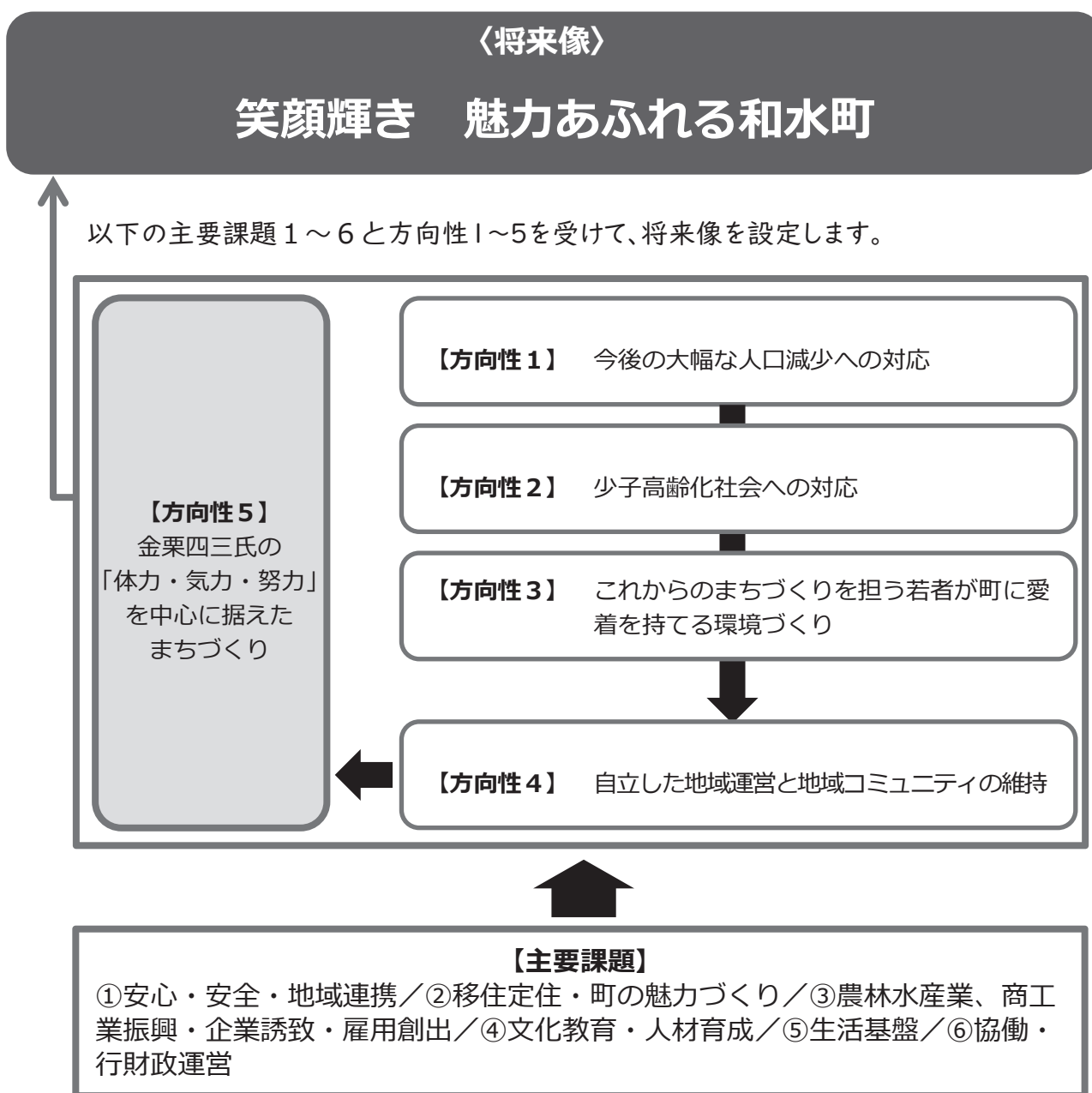
本町においても金栗四三氏の「体力・気力・努力」の姿勢を見習い、どんな苦境にも負けない様々な取組を進めていくことが求められています。



2. 町の将来像

本町のまちづくりを進めていく上で、重要となるのは今後の本町を支えていく「人」です。人口減少、少子高齢化社会の中で、「人」の減少を食い止めることは難しい状況ですが、その中でも本町に愛着を持った若者等に、町に住み続けてもらい、少しでも町の担い手を確保していくことは重要です。また、人口減少や高齢化等により地域ごとのまちづくり活動の機能低下が想定されることから、町全域に地域自治組織を立ちあげ、若い世代が各地域のまちづくりを担うことで、地域独自のまちづくり活動が活発化し、地域運営の自立化（＝効率化）と地域コミュニティの維持を図ることが必要となります。

こうした状況からも、本計画では、第1次和水町まちづくり総合計画における将来像「希望（ゆめ）あふれ、人と地域が輝くまち」の要素を取り込み、今後8年間、各地域が連携した「チームなごみ」の体制で、本町全体のまちづくりを進めていきます。



第2章. 将来像を実現するための基本目標

本町の将来像を実現するために、6つの基本目標を掲げて、施策を推進します。

基本目標1 安心・安全に暮らせるまち 【安心・安全・地域連携】

全ての町民が、いつまでも健康でいきいきとした生活を送るために、次世代を担う子どもたちの子育て環境の整備をはじめ、高齢者や障がい者等の福祉の充実及び就労への支援や社会参加の場の提供、地域社会のバリアフリー化を推進し、誰もが安全で快適な生活を営むことができるような環境づくりを進めます。

医療・保健については、町立病院の経営の効率化や経営形態の見直しをはじめ、周辺の医療機関との連携体制の構築、地域医療や救急医療体制の強化等による町立病院改革の推進を行います。

消防・防災、交通安全については、町民が安心・安全に暮らせるよう、施設整備等を推進します。

このような取組を進め、町民が本町に住み続けることができるよう安心・安全な環境づくり、地域連携の強化を図り、「安心・安全に暮らせるまち」を目指します。

<基本施策>

- ① 高齢者・障がい者福祉の推進
- ② 子育て支援・児童福祉の推進
- ③ 医療・保健の充実
- ④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進



<健康体操の様子>



基本目標2 住みたくなる魅力のあるまち

【移住定住・町の魅力づくり】

今後課題となる人口減少を少しでも抑制し、新たな人の流れをつくるために本町の自然や観光資源等の町の魅力や空き家等の地域資源を生かした移住・定住促進を図ります。

本町での暮らしを支えるための住環境整備としては、近隣の都市圏（福岡市、熊本市等）へ通勤することができ本町の立地特性を情報発信しつつ、宅地造成を行い移住定住の推進を図ります。

老朽化が進んでいる町営住宅については、町営住宅長寿化計画等に基づき、適切に維持、更新、整備を進め、誰もが住みよい住環境づくりを行います。また、人口減少・少子高齢化等により増加する空き家に関しては、今後、移住定住を希望する方の住まいとして利活用を進め、移住定住者の受け皿づくりを行います。

また、町外からの人を呼び込むために、本町の魅力を情報発信するプロモーション活動等を進めます。本町の魅力の一つである自然環境を保全していくために、菊池川沿いの清掃活動や水援隊による水質調査、河川環境保全に関する取組等への支援を図ります。

このような取組を進め、移住定住の促進、町の魅力づくりを図り、「住みたくなる魅力のあるまち」を目指します。

＜基本施策＞

- ① 移住・定住の促進
- ② 住環境整備の促進
- ③ 和水のプロモーション・魅力PR・情報発信



＜移住定住イベントの様子＞

基本目標3 活気あふれる個性豊かなまち

【農林水産業・商工業振興・企業誘致・雇用創出】

農林水産業については、集落営農・機械利用組合の組織化、県やJA等の関係機関との連携体制の構築等による町内産品の販売・流通の拡大、特産品開発、六次産業化等による産品の高付加価値化やブランド化、後継者の育成確保、経営の安定化策の充実を図り、農林水産業を含めた本町全体の産業の経営基盤を強化します。

商工業については、新規創業に対する支援体制を構築することで、創業を促進し、雇用の場の確保を図ります。また、学校統廃合による空き校舎の活用や民間遊休地等の情報を把握し、企業誘致を進め、地域経済の活性化を図ります。

観光については、海外からの観光客の増加も見据え、菊池川流域の地域全体で広域観光連携の体制強化を図るとともに、本町独自の地域資源と各周辺自治体の資源を繋ぐ地域ストーリーを構築し、地域発信型の観光振興を進め、新たな観光客の誘致を図ります。

また、六次産業化、農商工連携、創業支援等により、今後、本町の産業を担う新たな産業の育成に関する取組を進めます。

このような取組を進め、地域産業の育成や地域経済の振興を図り、「活気あふれる個性豊かなまち」を目指します。

<基本施策>

- ① 農林水産業の振興
- ② 商工業・新産業の振興
- ③ 観光の振興



<火の祭典>



<戦国肥後国衆まつり>



基本目標4 未来を担う人が育つまち

【文化教育・人材育成】

未来に大きく羽ばたく人材を育成するため、安心して伸び伸びと学ぶことができる教育環境と教育内容の充実を図ります。また、「家庭・学校・地域」の三つの環が一体となり、未来を切り拓く確かな学力と健康で豊かな人間性を育み、保護者や町民から信頼される教育環境づくりを進めます。

生涯学習、スポーツ活動については、各種活動団体や総合型地域スポーツクラブを核とした運動する機会を提供し、プログラムを充実させることで、子どもから高齢者までが楽しみながら自由にスポーツを続けられる機会づくりを図ります。また、教育・スポーツ施設の老朽化対策等を進め、ハード面における環境向上も進めていきます。

歴史・文化の継承については、日本遺産を構成する菊池川流域の文化財の保存・継承を図るとともに、二千年にわたる米作りの歴史と文化を生かしたまちづくり等を推進し、文化振興と地域活性化に関する取組を進めます。

このような取組を進め、本町を担う人材の育成を図るとともに生涯にわたり学習し、健康づくりを行うことのできる環境づくりや、本町独自の歴史・文化を活用した地域文化の振興を進め、「未来を担う人が育つまち」を目指します。

＜基本施策＞

- ① 生きる力の育成と教育環境の充実
- ② 特色ある教育の推進
- ③ 生涯学習、生涯スポーツの推進
- ④ 歴史・文化の継承



＜金栗四三翁マラソン大会＞

基本目標5 便利な生活と豊かな自然が共存するまち

【生活基盤】

今後の人口減少や財政状況等を見据え、安心・安全な生活基盤の整備を進めます。

道路整備については、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備に向け、幹線道路や生活道路の計画的な整備を図ります。

上下水道については、継続的に安全な水の安定供給を図るために、簡易水道等の整備を進めるとともに、下水道や浄化槽等の下水処理施設の維持管理を徹底することで、美しく快適な住環境の確保を図ります。

情報通信網については、インターネットを活用した情報通信サービスの強化を進めていきます。

生活環境の保全については、これまで進めてきた小・中学校等における資源回収事業を通じたごみの再資源化（リサイクル活動）に対する支援に対して、今後も継続的な支援を行います。

地域公共交通の充実を図り、気軽に外出ができる移動手段の確保や交通空白地区の解消を進め、より住みやすくなるようなまちづくりを進めます。

このような取組を進め、本町での暮らしや産業の発展を支える社会基盤や生活基盤の適切な整備を進め、「便利な生活と豊かな自然が共存するまち」を目指します。

＜基本施策＞

- ① 道路網の充実、維持
- ② 上下水道の整備、維持
- ③ 情報通信網の充実
- ④ 自然環境・生活環境の保全
- ⑤ 公共交通の充実



＜本町における里山風景＞



基本目標6 地域と共に歩む「協働」のまち 【協働・行財政運営】

町民参画及び協働については、今後行政だけによる行政運営が厳しくなる中で、町民参画の仕組みを強化するとともに、新たなコミュニティのあり方を検討し、地域の課題解決やまちの活性化を図るため、地域づくり活動の支援を行います。

公共施設マネジメントについては、和水町公共施設等総合管理計画において定められた、公共施設の統合・複合化、廃止、除却等の方向性を踏まえ、町全体の公共施設を適切に維持管理していくための取組を進めます。

行財政改革の推進については、今後の財政状況を的確に把握し、費用対効果※を考慮した予算の編成及び調整を行うとともに、町の財政の実態を町民に広く正しく理解していただくため、予算、決算等の財政運営の状況を正確に公表し、効率的かつ透明性の高い行財政運営を進めます。

このような取組を進め、行政と町民の協働による地域運営、より効率的な行財政の運営を図り、「地域とともに歩む「協働」のまち」を目指します。

＜基本施策＞

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 公共施設マネジメントの推進
- ③ 行財政改革の推進

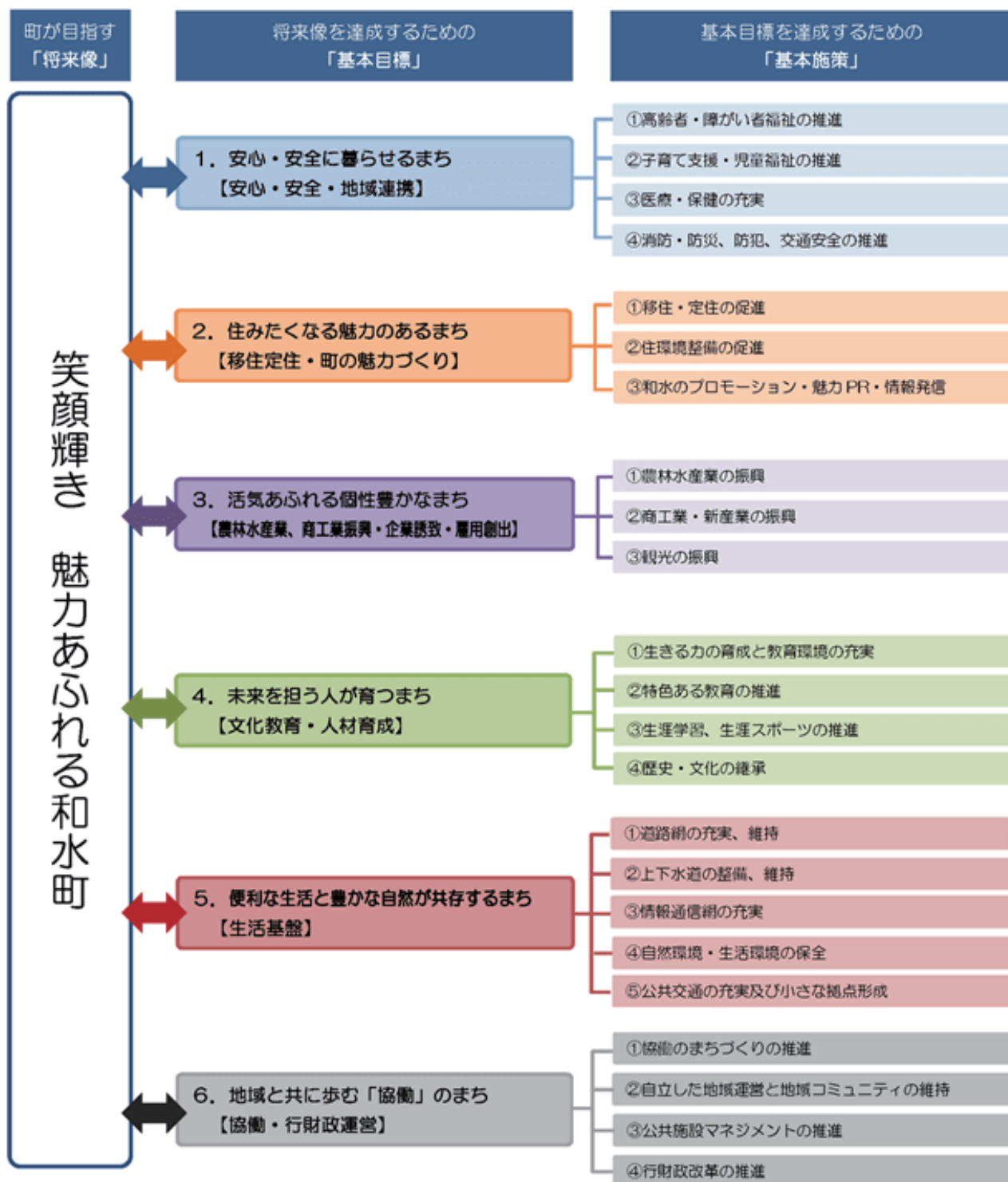


＜大学生と地域が連携した里山再生事業＞

※費用対効果：あるものが持つコスト（費用）とパフォーマンス（効果）を対比させた度合いで、かけた費用に対して、どのくらい効果があるかをいう。コストパフォーマンス。コスバやCPと略されることもある。

第3章. 施策の体系

本町においては、将来像を実現するために、6つの基本目標と基本目標ごとの基本施策を位置づけます。





第2次和水町まちづくり総合計画

資料編



後期基本計画の施策とSDGsとの対応

	 1.貧困をなくそう	 2. 飢餓をゼロに	 3.すべての人に健康と福祉を	 4.質の高い教育をみんなに	 5.ジェンダー平等を実現しよう	 6.安全水とトイレを世界中に	 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに
基本目標1-① 高齢者・障がい者福祉の推進	●		●				
基本目標1-② 子育て支援・児童福祉の推進			●	●			
基本目標1-③ 医療・保健の充実	●		●				
基本目標1-④ 消防・防災、防犯、交通安全の推進	●		●				
基本目標2-① 移住・定住の促進			●				
基本目標2-② 住環境整備の促進							●
基本目標2-③ 和水のプロモーション・魅力PR・情報発信							
基本目標3-① 農林水産業の振興		●					
基本目標3-② 商工業・新産業の振興							
基本目標3-③ 観光の振興							
基本目標4-① 生きる力の育成と教育環境の充実		●		●			
基本目標4-② 特色ある教育の推進				●	●		
基本目標4-③ 生涯学習、生涯スポーツの推進				●			
基本目標4-④ 歴史・文化の継承				●			
基本目標5-① 道路網の充実、維持							
基本目標5-② 上下水道の整備、維持						●	
基本目標5-③ 情報通信網の充実							
基本目標5-④ 自然環境・生活環境の保全			●			●	
基本目標5-⑤ 公共交通の充実							
基本目標6-① 協働のまちづくりの推進	●			●	●		
基本目標6-② 自立した地域運営と地域コミュニティの維持							
基本目標6-③ 公共施設マネジメントの推進							
基本目標6-④ 行財政改革の推進							

8  働きがいも経済成長も	9  産業と技術革新の基盤をつくろう	10  人や国の不平等をなくそう	11  住み続けられるまちづくりを	12  つくる責任 つかう責任	13  気候変動に具体的な対策を	14  海の豊かさを守ろう	15  陸の豊かさも守ろう	16  平和と公正すべての人に	17  パートナーシップで目標を達成しよう
									●
								●	●
									●
			●		●			●	●
●									●
			●						●
●									●
●				●	●	●	●		●
●	●								●
●									●
									●
		●							●
									●
			●						●
	●		●						
	●		●						
	●		●						
	●		●	●	●		●		●
			●						●
●		●	●					●	●
			●					●	●
			●						
								●	



計画策定の経緯

年	月日	内容
令和3(2021)年	12月24日	令和3年度 第1回 和水町振興計画審議会を開催
令和4(2022)年	3月17日 ～4月8日	第2次和水町まちづくり総合計画 前期基本計画施策評価の実施
	5月25日	町長ヒアリングの実施
	7月1日	令和4年度 第1回 和水町振興計画審議会を開催
	7月22日 ～8月12日	第2次和水町まちづくり総合計画 後期基本計画策定に係る記載内容等の修正
	8月30日	令和4年度 第2回 和水町振興計画審議会を開催
	9月5日	議会全員協議会へ計画策定の経過を説明
	10月1日 ～10月31日	パブリックコメントの実施
	11月24日	令和4年度 第3回 和水町振興計画審議会を開催
	12月9日	議会全員協議会へ計画案について説明
令和5(2023)年	1月～2月	計画書デザイン等の修正
	3月	印刷及び製本、配布

和水町振興計画審議会 条例

○和水町振興計画審議会条例

平成18年3月1日

条例第29号

改正 平成24年9月24日 条例第21号

平成26年12月18日 条例第18号

令和2年6月12日 条例第16号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、和水町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、和水町の振興計画の策定及びその実施に関する重要な事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 代表区長
- (2) 和水町議会議長
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。



3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和水町振興計画審議会条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

和水町振興計画審議会 委員名簿

第1号委員(代表区長)

氏名	役職等	備考
豊後 力	校区代表区長・区長会会長	任期:~令和4(2022)年6月30日
小山 暁	校区代表区長・区長会会長	
小出 正泰	校区代表区長・区長会副会長	任期:令和4(2022)年7月1日~
荒木 清也	校区代表区長	

第2号委員(町議会議長)

氏名	役職等	備考
蒲池 恭一	町議会議長	任期:~令和4(2022)年6月30日
高木 洋一郎	町議会議長	任期:令和4(2022)年7月1日~

第3号委員(学識経験者)

氏名	役職等	備考
高濱 信介	熊本県立大学 教授	
隈 直子	九州看護福祉大学 助教	

第4号委員(その他、町長が適当と認める者)

氏名	役職等	備考
前田 光一	玉名地域振興局総務振興課 課長	
上妻 清子	JAたまな三加和総合支所 支所長	
坂本 一恵	社会福祉協議会 事務局長	
片山 武憲	企業等懇話会 幹事	
松村 ともみ	教育委員	
坂木 良一	民生委員会 会長	
東 隆文	商工会 会長	
池田 精一郎	認定農業者協議会 会長	
柳原 志保	男女共同参画懇話会委員、防災士	



用語解説

	用語	説明
あ行	一本算定	市町村合併した市町村が一つのものとして普通交付税上の算定をする方法。合併前と比較して交付税額に有利・不利が生じる場合がある。
	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
	インスタグラム	iPhoneをはじめとするモバイル端末で撮影した画像を手軽に加工して共有できる、画像共有サービス、及びモバイルアプリの名称。
	インバウンド	「インバウンドツーリズム」の略。外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。
	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であり、OECDが公表している指標“better life index”は、物質的な生活条件（住宅、収入、雇用）と生活の質（共同体、教育、環境、ガバナンス、医療、生活満足度、安全、ワークライフバランス）の計11項目）から算出されている。
か行	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
	熊本県学力調査	熊本県教育委員会が行う、児童生徒の学力や学習の状況を適切に把握し、教師の指導方法の工夫改善を図るための調査。小学3～6年生、中学1、2年生の全児童生徒が対象。
	熊本の学びアクションプロジェクト	「熊本の学び」の推進を支え、学力向上を目指す取組
	熊本の学び推進プラン	「熊本の学び」の理念の実現に向けた具体的なプラン
	経常収支比率	地方団体の財政構造の弾力性を示すもので、税收等経常一般財源に占める、人件費や公債費等の義務的な支出の割合を表す。一般的に70～80%が適正水準と言われており、これを超えると弾力性を失いつつあるとされる。
	コミュニティ住宅	ルームシェアやシェアハウスとは違い、住人同士や地域住民との交流を積極的に行き入れることを目的とした居住形態のこと。住人同士が気軽に触れ合えるような共有スペースを敷地内に設けたり、仲間意識を持てるようなイベントを行ったりとコミュニティ形成を重視した物件のこと。
さ行	サテライトオフィス	企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのことで、勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス。本拠を中心としてみた時に、惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がでる限り低減される社会。

	障害者総合支援法	「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律。
	障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。
	生産緑地	都市部に残存する農地のこと。また、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、生産緑地の計画的な保全を図ることを目的とした制度を生産緑地制度という。
た行	地域活性化起業人	企業人材派遣制度。地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し、国が特別交付税措置を行う。
	地域子育て支援拠点	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施。NPO等多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させるもの。
	地域包括ケアシステム	各地域に住んでいる高齢者が、住み慣れた地域（自宅から30分圏内）で自分らしい生活を人生の最期まで持続できるように、介護や医療、さらには住まいや生活支援といった、高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムのこと。
	地域未来塾	中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生等地域住民の協力やICTの活用等により学習支援を実施する事業。
	ツイッター	ツイートと呼ばれる140文字のメッセージから成り立つ情報ネットワークのこと。
	特定健診	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うこと。
	特別保育事業	仕事と子育ての両立を容易にし、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施されている保育所事業。延長保育、休日保育等。
	土地利用型農業	米、麦、大豆等の栽培作業が機械化に適し、大規模に展開される農業。単位面積当たりの収益が低いが、大型機械等の導入により、一人で広い面積の耕作が可能。主な作物は穀類、加工原料用作物等。
な行	内水面漁業	内水面とは、河川及び湖沼をいい、内水面において、水産動植物を採捕する事業を内水面漁業という。
	乗り入れ授業	中学校教員が小学校で授業を行ったり、小学校教員が中学校で授業を行ったりすること。児童生徒の不安感の軽減、教員の他校種に対する理解増進・意識変革、授業改善、教員と児童生徒の一体感の醸成等を図る仕組みとして導入が進められている。



は行	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方等を明確化し、市町村により公表するもの。和水町では平成24(2012)年度に作成されている。
	標準学力調査	市販の学力テスト「CRT(標準学力検査)」。実証校における児童生徒の学力の状況を把握するとともに、各学校において調査結果を踏まえた指導の改善に生かすために行う(株)図書文化社が実施する目標基準準拠検査。
	費用対効果	あるものが持つコスト(費用)とパフォーマンス(効果)を対比させた度合いで、かけた費用に対して、どのくらい効果があるかをいう。コストパフォーマンス。コスパやCPと略されることもある。
	ブランディング	顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動。ブランドの特徴や競合する企業・製品との違いを明確に提示することで、顧客や消費者の関心を高め、購買を促進することを目的とする。
	包括支援	地域の発展や成長、あるいは復興等を促すために様々な方面から援助すること、またその活動。
	防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のうち、建物からの距離や貯水量等の一定要件を満たすもの。
ま行	木質バイオマスエネルギー	木質バイオマスとは、「木材に由来する再生可能な資源」のこと。まき、木炭、チップ、ペレット等の木質バイオマスエネルギーは、森林の適正な管理により持続可能なエネルギーであり、地球温暖化防止や循環型社会づくりにもつながる。
や行	有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。シカ、イノシシ、カラス等が住宅地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合にいう。
	要対協	「要保護児童対策地域協議会」の略称。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として地方公共団体が設置・運営する組織。平成16年の児童福祉法の改正により、各地で設置が進められた。
わ行	ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、会社員等が、休暇等で滞在している観光地や帰省先等で働くこと。仕事と休暇を両立させる働き方として注目されている。
アルファベット	AI	人工知能(Artificial Intelligence)の略称。
	DX	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。
	GIGAスクール構想	一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することと、教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とした構想。(GIGA=Global Innovation Gateway for All)
	ICT	「情報通信技術」(Information and Communication Technology)の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着

		目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していること等から、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。
	LINE	メッセージ機能や通話機能等を有したモバイルアプリ。
	SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。
	Society 5.0	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。
	STEAM教育	STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。





第2次和水町まちづくり総合計画 後期基本計画

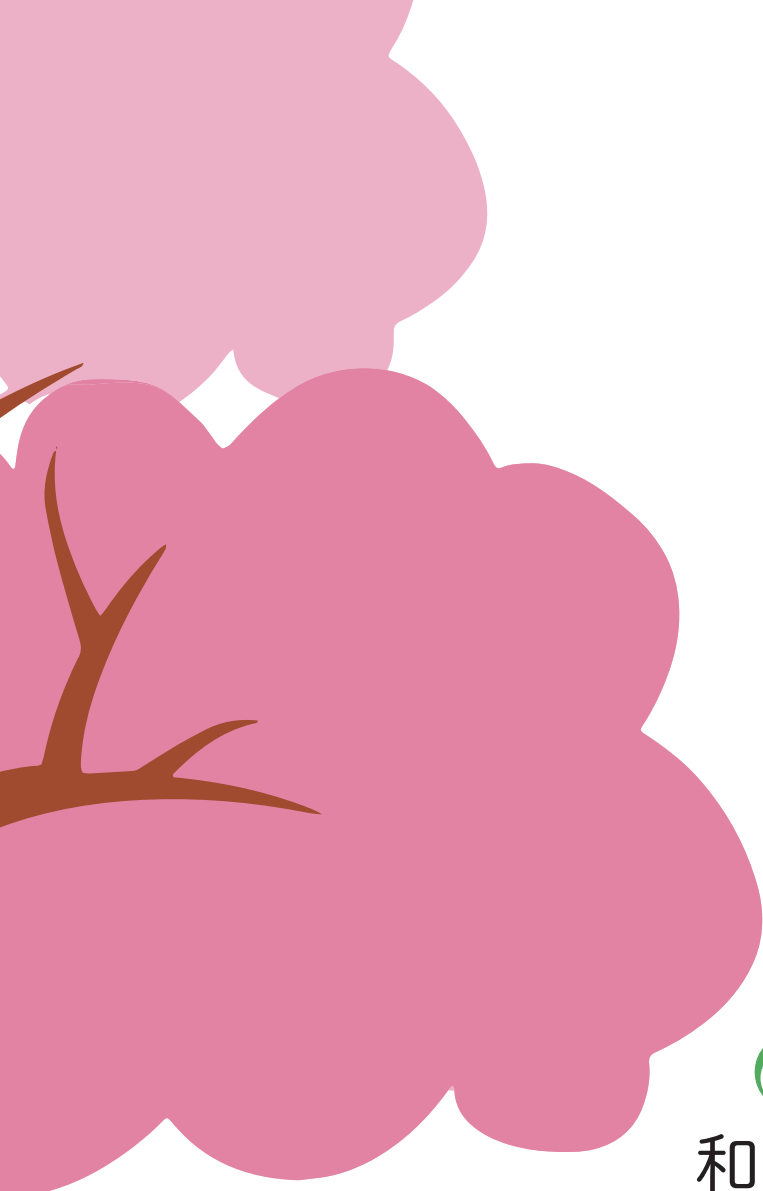
発行年月：令和5年3月

発行：和水町役場 まちづくり推進課

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886

T E L:(0968)86-5721【直通】





和水町

